

## 貯蔵室の開口部の耐火性に係る放射線障害防止法施行規則の改正について

貯蔵室の開口部の耐火性に関する法令改正がありましたのでお知らせします。平成12年4月26日付けで建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)及び平成12年5月25日付けで同告示(建設省告示第1369号)の一部が改正されたことを受けて、平成12年6月1日付けで「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)」第14条の9第2号イが次のように改正されました。なお、平成12年6月1日から適用されます。

改正前：(貯蔵施設の基準) 第14条の9第2号イ

「貯蔵室は、その主要構造部等を耐火構造とし、その開口部には、甲種防火戸(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第110条第1項に規定する甲種防火戸をいう。)を設けること。」

改正後：

「貯蔵室は、その主要構造部等を耐火構造とし、その開口部には、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第112条第1項に規定する特定防火設備に該当する防火戸を設けること。」

特定防火設備に該当する防火戸とは、下記のものを指し、従来の基準と大きくは変更されていませんが、変更申請書等を作成する場合に「甲種防火戸」という用語は使用せず、「特定防火設備に該当する防火戸」というような表現をして、改正された建築基準法施行令に規定されたものであることを示す必要があります。

第1

- (1) 骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが0.5ミリメートル以上の鉄板を張った防火戸とすること。
- (2) 鉄製で鉄板の厚さが1.5ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパーとすること。
- (3) 前2号に該当する防火設備は、周囲の部分(防火戸から内側に15センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。)が不燃材料で造られた開口部に取り付けなければならない。
- (4) 鉄骨コンクリート製又は鉄筋コンクリート製で厚さが3.5センチメートル以上の戸とすること。
- (5) 土蔵造で厚さが15センチメートル以上の防火戸とすること。
- (6) 建築基準法施行令第109条第2項に規定する防火設備とみなされる外壁、そで壁、塀その他これらに類するものにあっては、防火構造とすること。
- (7) 開口面積が100平方センチメートル以内の換気孔に設ける鉄板、モルタル板その他これらに類する材料で造られた防火覆い又は地面からの高さが1メートル以下の換気孔に設ける網目2ミリメートル以下の金網とすること。

第2

第1(第6号および第7号を除く。)に定めるもののほか、防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際にすき間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。